

令和3年度補正予算 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための
高機能換気設備導入・ZEB 化支援事業

レジリエンス強化型 ZEB 実証事業

公募要領

公募期間：令和4年3月29日～5月13日

令和4年3月

S E R A

一般社団法人静岡県環境資源協会

補助金の申請及び受給をされる皆様へ

令和4年3月
一般社団法人静岡県環境資源協会

一般社団法人静岡県環境資源協会（以下「SERA」という。）では、環境省から令和3年度補正予算二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業）の交付を受け、建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業実施要領（令和4年3月4日付け環地温発第2203044号。以下「実施要領」という。）別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の一部について、補助金を交付する事業を実施します。

本事業は、国庫補助金である公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。従って、SERAとしましても厳正に補助金交付事業の執行を行うとともに、虚偽などの不正行為等に対しては厳正に対処いたします。

本公司要領では、令和3年度補正予算二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）の委任を受け、間接補助事業のうち、レジリエンス強化型ZEB実証事業について、交付申請及び補助金の受給に必要となる重要事項等を記載しております。

本補助金に対し交付の申請をされる方、採択を受け交付を申請する方、交付決定を受け補助金の受給をされる方におかれましては、交付規程および本公司要領並びに各種規程（以下「交付規程等」という。）を熟読のうえ、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

【特に重要な事項】

- 1 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業）交付要綱（令和4年1月25日環地温発第2201219号。以下「交付要綱」という。）及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。
- 2 提出書類は、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 3 SERAから補助金の交付決定を通知する以前において契約・発注等を行って生じた経費については、交付規程等に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 4 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的運用を図らなければなりません。また、取得財産等について、財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をすることをいう。）しようとするときは、事前にSERAの承認を受けなければなりません。なお、SERAは、取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

- 5 事業の実施により、エネルギー起源 CO₂ の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、申請においては、算出過程も含む CO₂ の削減量の根拠を明示していただきます。また、事業完了後は削減量の実績を報告していただくこととなります。
- 6 SERA は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 7 補助事業の実施に関し不正行為等が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち解除対象となった額について返還を命じます。また、補助金の不正受給等が発覚した場合、SERA ホームページを通じて、申請者の名称等を公表します。なお、補助金に係る不正行為に対しては、適正化法第 29 条から第 33 条において、刑事罰等が科される旨規定されています。
- 8 万が一、交付規程等が守られず、SERA の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の解除の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還等の対応を求めることがあります。あらかじめ補助金に関するこれらの規程を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。
- 9 さらに、本事業は、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を導入することとしています。そのため、災害時に避難施設等として機能が求められているにも関わらず、地域防災計画又は地方公共団体との協定等に定められている内容を履行できなかった場合などは、原則、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額を返還していただくことになります。
- 10 本補助事業を活用した設備が災害により使用できなくなった場合はその旨を、対象となる施設が存在する地域が被災し、避難指示等が発令された場合は当該施設の稼働状況を、環境省（第 3 章 2. 問い合わせ先参照）に報告してください。

【前回実施した事業からの主な変更点】

- ・既存建築物の補助率が変更になりました。
- ・補助対象設備に一定要件を満たす車載型蓄電池、充放電設備、充電設備を追加しました。
- ・設備用途区分毎のエネルギー使用量の計測・保存データについて間隔を 60 分としました。
- ・新耐震基準以前の建物の建て替えを行う事業については、優先採択枠を設けました。

公募要領目次

第1章 公募する事業の内容

1. 対象事業	2
2. 対象施設	8
3. 対象設備等	10
4. 申請者	10
5. 補助金の交付額	12
6. 補助事業期間	13

第2章 補助事業の実施に関する事項

1. 事業スケジュール	22
2. 補助対象事業の選定	23
3. 申請にあたっての留意事項	24
4. 補助事業採択後における留意事項	24
5. その他	27

第3章 公募（申請）に関する事項

1. 公募の方法	30
2. 問い合わせ先	32

※申請用紙等は SERA ホームページよりダウンロードしてください

第1章 公募する事業の内容

本公募要領は、「建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業」のうち、「レジリエンス強化型ZEB実証事業」について定めたものである。

レジリエンス強化型 ZEB 実証事業

●事業の目的

近年の激甚化する災害等気候変動への適応を促進するためには、再生可能エネルギー設備や蓄電システム等の導入により、災害時においてもエネルギーが自立的に供給可能となる建築物の普及促進が必要である。そこで本事業は、地方公共団体所有施設及び民間業務用建築物等において、再生可能エネルギー設備及び高効率設備機器等の導入により ZEB を達成し、平時の脱炭素化に加えて、蓄電システム等被災時にも必要なエネルギーを供給できる機能を強化した、レジリエンス機能の高い建築物の整備・普及を目的とする。

●対象事業の基本的要件

- ・事業を行うための実績・能力があり、実施体制が構築されていること。
- ・提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ・本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと（固定価格買取制度等による売電を行わないものであることを含む。）。
- ・別紙3「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する申請者は対象外とする。なお、誓約事項に違反した場合は、交付決定を解除する。
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定によるほか、この補助金の交付規程に定めるところに従い実施すること。万が一、これらの規定が守られず、SERA の指示に従わない場合には、交付要綱の規定に基づき交付決定の取り消しの措置をとることがある。また、事業終了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合（災害時に地域防災計画等に定められている機能を發揮できなかった場合＊など）には、補助金返還などの対応を求めることがあるので、この点について十分理解した上で、交付申請すること。

* 災害により、導入設備自体が被災した場合や施設の活用が危険と判断される場合などは除く。

1. 対象事業

業務用建築物において、大規模自然災害に対する備えとして、被災時にも必要なエネルギーを供給できる機能を強化した ZEB の実現に必要な設備機器等を導入する事業であって、以下の要件を満たす事業を対象とする。

※なお、本事業では『ZEB』・Nearly ZEB・ZEB Ready を ZEB と示す。<参考>に示す ZEB の定義・要件等は、本事業の要件ではないので、注意すること。

(1) レジリエンス要件

- ① レジリエンス機能（停電時にも必要なエネルギーを供給できる機能）が求められる公共性の高い施設であることを証する書面（地域防災計画、地方公共団体との災害時協定、災害時対応にかかる地方公共団体との契約等）を提出すること。

* 地域防災計画とは、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第40条又は第42条に基づき、都道府県や市町村が設置した防災会議が作成するものであり、防災のために処理すべき

業務等を定めた法定計画のこと。

*「地方公共団体との災害時協定」とは、地方公共団体と民間企業等との間で締結された協定等であり、その内容に災害時における防災拠点、避難施設等として位置づけられる旨を含むものを指す。

*「災害時対応にかかる地方公共団体との契約」とは、地方公共団体と民間企業等との間で締結された災害時対応にかかる契約等であり、その内容に災害時における防災拠点、避難施設、として位置づけられる旨や、当該契約を遂行するために稼働する必要のある事務所等を含むものを指す。

- ② 平時において導入施設で自家消費することが可能で、かつ災害時に自立的に稼働する機能を有する再生可能エネルギー設備（太陽光発電、風力発電、小水力発電等）及び据置（定置）型蓄電池を導入すること。ただし、未利用エネルギー設備（太陽熱、地中熱、バイオマス、廃熱、廃棄物等）、コジェネレーションシステム及び車載型蓄電池等については、レジリエンス要件には含まれない。（補助対象にはなり得る。）
- ③ 補助対象設備を導入する施設について、以下の措置を講じること。
 - a ハザードマップで浸水想定区域となっていない地点
上層階（2階相当）以上に主要設備を設置する又は水密構造の部屋に主要設備を設置するなど、想定外の水害等による浸水発生時においても安定してエネルギー供給を行うことができる設計となっていること。
 - b ハザードマップで浸水想定区域となっている地点
ハザードマップでの想定浸水深に加え、一定以上の高さを確保して主要設備を設置するなどの措置を講ずる又は水密構造の部屋に主要設備を設置するなど、水害等による浸水を想定した設計となっていること。
 - c 施設が高台に新築されるなど、水害による浸水が起こる可能性が極めて低い地点
施設が設置される場所の地形、周辺の河川等の状況など、浸水する可能性が極めて低いと判断できる合理的な根拠を示す資料の提出により水害等による浸水を想定した設計は要件としない。
- ④ 補助対象施設が原則、地方公共団体が作成するハザードマップにおいて、土砂災害の危険性が高い地域に想定される地域でないこと。ただし、土砂災害警戒区域に含まれる場所であって、地域特性等を考慮した上で、地方公共団体が防災拠点、避難施設等として位置付ける（予定を含む）施設については、この限りではない。

（2）環境性能に関する要件

①建築物（外皮）性能について

建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、建築物省エネ法という。）第30条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」（以下「誘導基準」という。）における外壁、窓等を通しての熱の損失に関する基準（以下「外皮性能基準」という。）に適合していること及びそれを証するに必要な資料を添付すること。

②一次エネルギー消費量について

建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」における一次エネルギー消費量に関する基準において、設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量から50%以上削減すること。

なお、建築物の外皮性能や一次エネルギー消費量は、建築研究所計算支援プログラム（WEB プログラム¹⁾）を使用して、算出すること。

※再生可能エネルギーを利用した発電量を考慮しないこと。

※一次エネルギー消費量の計算にあたっては、「その他一次エネルギー消費量」を除く。

※詳細は資料2を参照。

（3）エネルギー利用に関する要件

熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等）、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること（BEMS 装置等の導入）。なお、エネルギー計測システムは以下の要件を全て満たすものとする。

- ① 計測・計量装置、制御装置、監視装置、データ保存・分析・診断装置を含むシステムであること。
- ② 1つのシステムで BELS 認証を取得した、または取得する予定の範囲の建築物のエネルギー管理ができるシステムであること。
- ③ 補助事業完了後、実施状況報告時に建物全体のエネルギー使用量（計測・保存データ粒度60分を必須とする）と、設備用途区分毎のエネルギー（電力・ガス・油等）使用量（計測・保存データ粒度は60分）を月単位で取りまとめ、報告できること。

計量区分		機器名称	計測間隔
購入及び 創エネルギー量	電気	受電	60分間
	売電	太陽光発電	
	自家消費	太陽光発電	
	自家消費	コージェネレーション	
	ガス	空調、厨房系統	
空調 (電力量、ガス量、 熱量、油量)		冷温水機1、2	60分間
		冷水1次ポンプ	
		冷却塔ファン	
		冷温水機冷却水ポンプ	
		冷温水機冷却塔ファン	
		冷温水一次ポンプ	
		コージェネレーション	
		ビル用マルチエアコン(室外機)	
		ビル用マルチエアコン(室内機)	
		空調機	
		全熱交換器	

¹⁾ WEBプログラムは、国立研究開発法人建築研究所のホームページに公開されている。（URL：<http://www.kenken.go.jp/becc/>）

	冷水二次ポンプ(搬送系)	
	温水二次ポンプ(搬送系)	
換気 (電力量)	給排気ファン	
照明(電力量)	換気ファン	
	照明器具	
給湯 (電力量、ガス量、熱量、油量)	ヒートポンプ給湯器	
	コーポレーション	
	給湯ポンプ等	
	太陽熱集熱器ポンプ	
	太陽熱集熱器	
昇降機(電力量)	エレベータ	
効率化設備:コーポレーション (電力量、ガス量)	コーポレーション	
効率化設備:創エネルギー (電力量)	太陽光発電	
	風力発電、他	
その他 (電力量)	冷蔵・冷凍設備等(冷設)	
	事務機器他コンセント接続機器	
対象外 (電力量、ガス量)	厨房機器	
	その他給排水ポンプ等	
環境 (任意)	外気温度	任意
	室内温度	
	外気温度	
	室内湿度	
	冷水温度(往)	
	冷水温度(還)	
	冷水温度(往)	
	冷水温度(還)	

- ※1 各機器の計量値は、可能な限り計量区分ごとに分割して計測すること。
- ※2 コンセント接続機器は「その他」区分に限らず、可能な限り計測区分ごとに分割して計測すること。
- ※3 コーポレーションで給湯がある場合は、「熱源」と「給湯」に分割して計測すること。
- ※4 収集データはUSB、CD等の消去不可の外部媒体へ定期的に残して、不用意な消失を防ぐこと。

BEMSの仕様について以下2種類のCSVファイルを指定の仕様に従って準備すること。

- ① 補助対象建築物の「購入エネルギー量、創エネルギー量、売電量」の計測データ（計測粒度60分）：Aファイル
- ② 建物内の「消費エネルギーの内訳」となる計測データ（計測粒度60分）：Bファイル

データ形式	CSV(エクセルは不可)		
ファイル単位	1ヵ月ごとにファイル作成		
ファイル種類	Aファイル	ファイル名	A-YYYYMM.csv (YYYYMM:計測対象の西暦4桁+月2桁)
		供給データ	購入電力/都市ガス/LPガス/油/地域熱供給等及び再エネの太陽光・風力、コーポレーション等の発電/排熱の熱利用等(名称、配列は固定。項目名称は以下のCSV記述例を参照)
	Bファイル	ファイル名	B-YYYYMM.csv (YYYYMM:計測対象の西暦4桁+月2桁)
		消費データ	建築物内設備で電気、都市ガス、LPガス、油等の消費量(負荷側)

収集周期 (粒度)	Aファイル	60 分以下	全事業者
	Bファイル	60 分以下	全事業者
データ配列	行	ヘッダー行	ヘッダー情報(項目名)をカンマ区切りで記述 (“計測日時”“項目1”～“項目n”)
		データ行	計測時刻とその時刻の計測データを各行に配置 (例:MM/01/00:00～MM/31/23:50)
	列	収集時刻+各計測項目を配列 (例:“年/月/日/時刻”, “計測1”, “計測2”, “”, “”, …)	
		A ファイル	計測項目名称、配列は固定(変えないこと、対象が無くても記入すること)
計測データ	文字	B ファイル	項目名、配列は任意
	桁数	半角数字、欠測や対象項目計測なしは、「NULL」または、数字以外の半角文字、スペースも可	
	小数点	最大9ヶタ程度	
	データ	可、位置は任意	
使用文字	コード	データ	収集周期(60分以下)毎の使用量(差分データ)
	区切り文字	Shift_JIS	
	値の囲み	カンマ	「, 値, 」データの無い列は「, , 」として飛ばして良い。
	禁止文字	ダブルクオート	「“xx.xx”」または、「, 」区切りのみでも可
	有り	有り	「&」「<」「>」「”」「’」「, 」 但し、値の囲みとして「”」の使用は可、区切り文字としての「, 」は可。

(4) 環境性能の表示に関する要件について

建築物の環境性能に関する第三者認証による評価（建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）²⁾において『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready のいずれかの省エネルギー性能評価の認証を事業開始後速やかに取得（複数年度事業においては、原則初年度中に取得すること。）し、「省エネルギー性能表示」およびその表示に関する「評価書」の写しを提出すること。

なお、第三者認証取得にあたっては、第三者認証における申請建築物用途と本事業申請における建築用途を合致させ、原則として本事業申請時と同じ計算方法を用いること。実用途とかけ離れた室用途を選択して計算した場合は、BELS における審査結果と本事業の計算結果が整合しない可能性があるため留意すること。

第三者認証による省エネルギー性能表示に関する審査を受けた結果、一次エネルギー削減率が本事業の交付決定時の値よりも 5 ポイント以上下回った場合、あるいは本事業の要件に不適合となった場合は、補助金の交付を行わない。ただし、第三者認証による省エネルギー性能表示の計算方法と本事業の申請に用いた計算方法が異なる事に合理的な理由があり、かつ、本事業の申請に用いた計算に誤りがないことが確認された場合はこの限りではない。

(5) ZEB リーディング・オーナーへの登録、ZEB プランナーの関与について

本事業へ申請する場合は、ZEB リーディング・オーナーへの登録を必須要件とする。原則、交付決定後、初年度完了実績報告時までに、ZEB リーディング・オーナーへの登録申請を行うこと。

また、全ての事業について ZEB プランナーが関与する事業であること。その場合、ZEB プランナーは交付決定時までに登録が完了している者であること。

²⁾ 建築物省エネ法表示制度のページ～2016 年 4 月始動。住宅・ビル等の省エネ性能見える化 (http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000114.html)
解説パンフレット (<http://www.mlit.go.jp/common/001122749.pdf>)

(6) その他の要件等

①CLT (Cross Laminated Timber 直交集成板) 等の新たな木質材料を用いた ZEB について

CLT 等の新たな木質材料を使用し、かつ以下の要件を全て満たした ZEB については、建築物用途、地域区分に関わらず、優先採択枠を設ける。

- a 建築物に関する要件及び上記（1）から（4）の要件を全て満たすこと
- b CLT 等を構造耐力上主要な部分に用いていること
- c 開口部を除く外皮面積への CLT 等の使用割合が 20%以上であること、または、CLT 総使用量を延べ面積で除した単位面積当たりの CLT 等の使用量が $0.05 \text{ m}^3/\text{m}^2$ 以上であること

②被災建築物の建て替え事業について

災害（地震、津波、大雨、台風等）により直接被害を受け、建て替えを行う ZEB については、建築物用途、地域区分に関わらず、優先採択枠を設ける。なお、この場合は被害が確認できる資料（罹災証明等）を提出すること。

③新耐震基準以前の建物の建替えを行う事業について

建築基準法に基づく新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日導入）以前の建物の建て替えを行う ZEB については、建物用途、地域区分に関わらず、優先採択枠を設ける。

④技術や設計手法、コスト等の情報開示について

本事業を通じて提出された次のデータ等の事業成果については、他の事業者への ZEB の普及促進のため広く一般に公表する。

- ・全景写真（またはパース図等）
- ・設計一次エネルギー消費量の計算に用いた外皮・設備仕様入力シート<エクセルシート>及び、計算結果（外皮性能、一次エネルギー消費量・削減率・原単位）
- ・設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる建築物概要（用途、既築・新築・増改築、地域区分、構造、階数、建築面積、延べ面積）
- ・設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる設備概要（省エネルギーシステム概念図、仕様等）

⑤省エネ型の第一種換気設備（全熱交換型、顯熱交換型、ブラシレス DC モーター型、インバータ制御内蔵型等）を導入すること。

⑥需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。

⑦再生可能エネルギー設備の運用について

再生可能エネルギーについては、主に自家消費されることを原則とする。一方、対象施設の休日等により発生した、蓄電池の充電完了後に発電される余剰電力を、一般送配電事業者との個別契約に基づき電気事業者の系統へ連系する（逆潮流する）ことは妨げない。なお、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）を活用して売電することは認めない。

当該補助事業により導入した設備等の稼働による売電益等により相当の収益が認められ、営業損益の累計額が補助事業に要した経費の自己負担額を上回った場合、交付規程第8条第1項第12号の規定により、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額につき収益納付を行う必要がある。納付額の算出方法については（別添）を参照すること。

2. 対象施設

次の要件を満たす建築物を事業の対象施設とする。

（1）補助対象となる建築物に関する要件

①申請者による面積要件

本補助金に申請できる建築物の延べ面積を下記a、bに示す。

- a 地方公共団体等（地方独立行政法人、公営企業を含む）の所有する建築物等（面積要件なし）
- b 上記以外の者が所有する業務用建築物等（新築の場合は延べ面積^{*}10,000 m²未満、既存建築物の場合は延べ面積2,000 m²未満に限る）

※延べ面積とは、原則、建築物省エネ法第7条にもとづく省エネルギー性能表示制度において評価対象となる延べ面積とする。

※非住宅部分の延べ面積が対象となる。

新築		・建築物省エネ法第7条の評価対象予定面積とする。
既存建築物	増築	・増築後の面積を評価対象とする。 ・建築物省エネ法第7条の評価対象予定面積とする。
	改築・設備改修	・建築物省エネ法第7条の評価対象予定面積とする。

②申請可能な建築物用途

申請可能な建築物は、その建築物の主たる用途が下表に掲げるものに供される業務用施設であること。なお、用途は原則として確認申請書により判断する。また、対象外建築物・用途の例に示すものは補助対象とならない。

なお、飲食店等については、自然公園内でのみ対象とする。

用途	対象用途の具体例	対象外建築物・用途の例※2
事務所等	事務所、官公署等	
ホテル等	ホテル、旅館等	
病院等	病院、老人ホーム、福祉ホーム等 ※1	
物品販売業を営む店舗等	百貨店、マーケット等	住宅、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場、キャバレー、パチンコ屋、競馬場・競輪場
学校等	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、給食センター等	
飲食店等 (※自然公園内のみ)	飲食店、食堂、喫茶店等	
集会所等	図書館等	図書館、博物館等
	体育館等	体育館、公会堂、集会場等
	映画館等	映画館等

※1 サ高住（サービス付き高齢者向け住宅）などの施設は、建築確認申請の建築物用途が非住宅の場合に限り申請可能とする。

※2 その他これらに類する用途に供されると SERA において判断される建築物。

※自然公園内の業務用施設においては、本補助事業として実施する改修工事や設備設置等が自然公園法第 10 条第 6 項の公園事業の変更に該当する可能性があるため、本補助事業申請前に必ず、所管する自然保護官事務所等へ照会し、変更申請が必要かどうか確認し、照会結果を交付申請書に記載すること。その際には、各自然保護官事務所等の自然公園担当者に「レジリエンス強化型 ZEB 支援事業」の申請にあたり、事前相談を行いたい旨、連絡すること。また、変更申請が必要な場合は、自然保護官事務所等の自然公園担当者と相談し必要な手続きを行い、完了実績報告書に承認に係る通知書を添付すること。

●環境省 自然保護官事務所等連絡先一覧 (<https://www.env.go.jp/park/office.html>)

（2）複数の用途を含む建築物の申請について

住宅と非住宅の複合建築物を対象とする場合は、非住宅部分が上記（1）を満たすこと。

非住宅の複数用途建築物の一部を申請する場合は、建築物の主たる用途及び申請対象部分の用途が上表の補助対象用途であり、かつ建築物全体の延べ面積 10,000 m²以上の建築物に限り申請対象とする。ただし、建築物全体で最も延べ面積比率の高い建築物用途が ZEB となること、建築物全体（評価対象外を含む非住宅部分）で 20%を削減することを条件とする。判断がつかない場合は、SERA へ相談すること。

(3) その他要件等

申請時点において、建築物の実施設計が完了している建築物であること（実施設計は補助対象外）。

新築の場合は確定検査時に登記簿を確認できるものであるもの。既築の場合は登記されたものであること。（地方公共団体を除く。）

3. 対象設備等

資料1に示す設備で次の要件を満たす設備を事業の対象とする。

(1) 補助対象経費

ZEB化事業を行うために必要な建築物省エネ法第7条に基づく第三者評価機関による認証を受けるために必要な費用、設備費、工事費及び事務費とする。

(2) 補助対象経費の算定等

当該システム導入にかかる経費は補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能を有すると認められるものの市場流通価格を参考として算定しているものとする。

4. 申請者

(1) 補助金を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、実施要領第3(2)に規定する者のうち、補助対象事業の目的に即した機器等を国内の業務用建築物等に導入する者（建築主等）であって日本国内で事業を営んでいる者とする。

なお、区分「j その他環境大臣の承認を得て SERA が適当と認める者」に該当する場合は交付申請前に SERA に相談の上、必要な手続（協議）を行うこと。

- a 民間企業
- b 個人事業主
- c 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- d 地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- e 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- f 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- g 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- h 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- i 地方公共団体
- j その他環境大臣の承認を得て SERA が適当と認める者

(2) 複数の権利者によって共同所有される建築物の場合

共同所有される建築物について本補助金の申請を行う場合は、所有者全員による共同申請を行うものとする。この場合、いずれかの所有者を代表申請者として選任すること。ただし、所有者に個人が含まれる場合や、法人格のない管理組合が申請する場合は、「j その他環境大臣の承認を得て SERA が適当と認める者」に該当するため、承認を受けずに申請することはできないので、事前に SERA を通じて協議を行う。

(3) 複数の権利者によって区分所有される建築物の場合

区分所有者及び議決権の各 4 分の 3 以上の賛成を得て、「建築物の区分所有等に関する法律」に規定される管理者もしくは管理組合法人を代表として申請すること。この場合、申請時に規約と事業に関する集会の決議を提出すること。（管理者を設けない場合は、事前に SERA に相談すること。）

(4) 設備所有者と建築物所有者が異なる場合

設備所有者と建築物所有者が異なる場合は、設備所有者と建築物所有者の共同申請とする。なお、代表申請者は設備所有者とすること。

(5) ファイナンスリースまたは ESCO 事業

設備導入をファイナンスリース契約あるいはシェアードセイビングス方式の ESCO 契約により行う場合、リース事業者あるいは ESCO 事業者を代表事業者とし、建築主等を共同申請者とする。

その際、交付の条件として、リース料あるいはサービス料から補助金相当分が減額されていること及び補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類の提出を条件とする。

(6) 代行申請

建築物省エネ法の知識を有する者、プロパティマネジメント会社等の当該テナントビルの経営を代行する者、設備のメンテナンス等を担う法人等（以下「手続代行者」という。）が、建築物所有者に代わり申請手続きを行うことを認める。

この場合、手続代行者を申請書の代行申請者欄に記載すること。なお、原則、交付申請後の手続代行者の変更は認めない。手続代行者は原則申請書類に関する SERA からの問合せや訂正依頼、建築に関する技術的な問合せ等の全てに対応すること。

5. 補助金の交付額

原則として補助対象経費の次の割合を補助する。

延べ面積	新築		既存建築物	
	地方公共団体所有	地方公共団体以外所有	地方公共団体所有	地方公共団体以外所有
10,000 m ² 以上	<u>『ZEB』</u> 補助率 3分の2 (上限5億円) <u>Nearly ZEB</u> 補助率 5分の3 (上限5億円) <u>ZEB Ready</u> 補助率 2分の1 (上限5億円)		<u>『ZEB』</u> 補助率 3分の2 (上限5億円) <u>Nearly ZEB</u> 補助率 3分の2 (上限5億円) <u>ZEB Ready</u> 補助率 3分の2 (上限5億円)	
2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	<u>『ZEB』</u> 補助率 3分の2(上限5億円) <u>Nearly ZEB</u> 補助率 5分の3(上限5億円) <u>ZEB Ready</u> 補助率 2分の1(上限5億円)		<u>『ZEB』</u> 補助率 3分の2 (上限5億円) <u>Nearly ZEB</u> 補助率 3分の2 (上限5億円) <u>ZEB Ready</u> 補助率 3分の2 (上限5億円)	
2,000 m ² 未満	<u>『ZEB』</u> 補助率 3分の2(上限3億円) <u>Nearly ZEB</u> 補助率 5分の3(上限3億円) <u>ZEB Ready</u> 補助率 2分の1(上限3億円)		<u>『ZEB』</u> 補助率 3分の2(上限3億円) <u>Nearly ZEB</u> 補助率 3分の2 (上限3億円) <u>ZEB Ready</u> 補助率 3分の2 (上限3億円)	

※1 事業完了時にZEBランクが採択時より上がった場合でも、補助率は採択時の内容によるものと同等とする。

※2 交付決定後、交付決定時のZEBランクを満たさなくなることが判明した場合は、速やかにSERAに相談すること。**なお、事前にSERAへの相談なく、事業完了時にZEBランクが採択時及び交付申請時より下がった場合は、交付取り消しとなるので注意すること。**

なお、CO₂削減量の補助金額に対する費用対効果を求める算定式から算定したCO₂ 1 tあたりの削減コストが、下表の区分ごとのCO₂削減コスト[円/t-CO₂]を超える場合は、当該CO₂削減コスト[円/t-CO₂] × エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量[t-CO₂]から求めた補助金額を上限とする。

『ZEB』	243,600 円 / t-CO ₂
Nearly ZEB	243,600 円 / t-CO ₂
ZEB Ready	243,600 円 / t-CO ₂

※CO₂ 削減量の補助金額に対する費用対効果を求める算定式

$$\text{CO}_2 \text{ 削減コスト} [\text{円} / \text{t-CO}_2] = \frac{\text{補助金額} [\text{円}]}{\text{エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量} [\text{t-CO}_2]} \times (\text{エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量} [\text{t-CO}_2/\text{年}]^{*1} \times \text{耐用年数} [\text{年}]^{*2})$$

*1 事業を実施することで削減される年間のエネルギー起源二酸化炭素の排出削減量をいう。

*2 補助対象設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号））に定める法定耐用年数をいう。

また、車載型蓄電池、充放電設備及び充電設備については、次の通り補助する。

車載型蓄電池※1	蓄電容量(kWh)の2分の1に40,000円/kWhを乗じて得た額（最新の経済産業省クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金（以下、「CEV 補助金 ³ 」）の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。）とする。※2
充放電設備	費用に2分の1を乗じて得た額（最新のCEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。）とする。
充電設備	費用に2分の1を乗じて得た額（最新のCEV 補助金の「補助対象充電設備一覧表」の補助金交付上限額を上限額とする。）とする。

※1 車載型蓄電池（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）は、外部給電が可能なもので、かつ、充放電設備を同時に導入する場合に限る。

※2 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）上の離島においては、蓄電容量(kWh)の3分の2に40,000円/kWhを乗じて得た額（上限額 100 万円）とする。

6. 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とする。交付決定日以降に事業を開始し、令和 5 年 1 月 31 日までに事業を完了すること。ただし、単年度での実施が困難な補助事業については、交付申請時に年度ごとの事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を 2 年度以内とすることができる。（延べ面積 2,000 m²以上の建築物は実施期間 3 年度以内での申請可能。）

なお、次年度以降の補助事業は、国において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合がある。

³ CEV 補助金
<http://www.cev-pc.or.jp/>

レジリエンス強化型 ZEB 実証事業の補助対象費用の範囲

1 補助対象費用の区分

設備費	補助対象システム・機器及び当該システム・機器の導入に必要な機械装置・高性能な建築材料・計測装置等の購入、製造(改修を含む)等に要する経費(ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く)
工事費	補助対象システム・機器の導入に不可欠な工事に要する経費
事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する経費
その他	建築物省エネ法第 7 条に基づく第三者評価機関による認証(ZEB Ready以上)を受けるために必要な費用 (交付規程では工事費に含まれる)

2 注意事項

- ・設備等のうち補助対象となるものについては、JIS 等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。
- ・補助申請者に所有権のあるもの。
- ・導入する設備等は原則、全て新品に限る。

3 補助対象となる設備費等の範囲

区分	項目	対象範囲	補助対象設備・費目
設備費	断熱等 (省エネルギー計算ができること)	建築物(外皮)性能が向上する場合に限る	断熱材(断熱材のみ。断熱扉の断熱材以外の装飾等に関わる部分等は対象外)、Low-E 複層ガラス、高性能窓(断熱・遮熱性能に優れているもの)、日射追従型ブラインド、日射追従型ルーバー等
		高性能保温材	配管・ダクト保温の交換・新設についても高性能保温材
	熱源機器	高効率機器に限る	冷凍機、ヒートポンプ、冷温水器、業務用エアコン(GHP、EHP)※1
		複数の機器の組み合わせ	熱回収(熱回収型ヒートポンプと蓄熱槽)、氷蓄熱と大温度差搬送などの組み合わせ
	空調・給湯	熱源付帯設備	冷却塔、冷却水ポンプ、一次ポンプ、補助ボイラ、貯湯槽、煙道、熱交換器、膨張タンク、ヘッダ、蓄熱タンク、オイルタンク及び付属品等
		ポンプ	インバータ制御ポンプ(熱源二次ポンプを含む)
	空調機器	高効率機器及び器具に限る	VAV 空調機、全熱交換器組込型空調機、顯熱交換器、VAV ユニット、モータダンパー、デシカント空調機、全熱交換器、輻射冷暖房システム等(標準型のファンコイルやファンコンベクタ、放熱器等は対象外)
		給湯機器	ヒートポンプ型給湯器、排熱回収型ボイラ等(潜熱回収型給湯器や、給湯機器からカランまでの配管は対象外)
	換気	省エネ機器及び器具に限る	ブラシレス DC モーター型、インバータ制御ファン等
	再生可能エネルギー・再エネ他	再生可能エネルギー利用機器	右記のエネルギー等を利用した機器・システム 太陽光、風力、小水力等(発電した電力を主に自家利用する場合に限る)
		未利用エネルギー活用機器	右記のエネルギー等を利用した機器・システム 太陽熱、井水・河川水・地熱、地中熱、バイオマス、雪氷、排水熱・廃棄物等
		コーディネ	右記の機器・システム コーディネ(燃料電池を含む)
		蓄電システム※2	蓄電システム(車載型蓄電池等も含む)、創蓄連携に必要な機器及び制御盤(系統からの充電は行わず、再生可能エネルギー設備等によって発電した電気エネルギー等を蓄えるものに限る)
電源	受変電設備	高効率機器に限る	高効率トランス(本体のみ) (第2次トップランナー基準で定められたものに限る)
	負荷設備	省エネ機器の設置と一体不可分の設備に限る	動力制御盤、分電盤等、配管配線及び付属品

BEMS (自動制御機器含む)	制御部	制御機器※3(センサ、アクチュエータ、コントローラ等)、盤類※3(自動制御盤、動力制御盤、インバータ盤等)、自動制御関連設備(VAV等)、計測計量装置(熱量計、CT、電力量計、ガスマーター等)、制御用配管配線及び付属品
	監視部	中央監視装置(中央監視盤、照明制御盤等)、伝送装置(インターフェイス、リモートステーション等)、通信装置(ルータ等)、制御用配管配線及び付属品
	管理部	BEMS 装置※4
工事費	工事費※5	補助事業の実施に不可欠で、補助事業設備の設置と一体不可分な工事に限る※6※7 搬入・据付工事、配管工事、ダクト工事、電気配管・配線工事、断熱工事、機器保温塗装工事、基礎工事、場内搬送費、試運転調整費、仮設費※8、工事者の現場経費※8等
その他	省エネルギー性能表示	省エネルギー性能表示に限る 省エネルギー性能の表示に係る費用※9

※1 ルームエアコンは国立研究開発法人建築研究所が示す冷房効率区分(い)を満たす機種に限り補助対象とする。

※2 次ページ「蓄電システムについて」参照のこと。

※3 空調機等に内蔵される自動制御機器、インバータ盤も含める。

※4 アプリケーションの基本機能、追加機能は省エネルギーに寄与するものとする。

※5 補助対象、補助対象外に共通にかかる経費は別々に計上する。

※6 地中熱利用の専用設備設置のための根切り、掘削、埋戻し工事は補助対象とする。(試掘・残土処分は対象外)

※7 補助対象、補助対象外の両方を含む工事費は、補助対象外を除外した補助対象工事に要する経費のみを補助対象とする。補助対象外の除外分を合理的な方法で算定しがたい場合は費用按分により補助対象経費を算出することも可とする。

※8 仮設費及び現場経費は、本事業の実施に不可欠な工事に要する経費として最小限の額が積算されている場合であって、かつ当該補助対象外工事が補助対象工事の実施に必要不可欠なものである場合に限り、費用按分によらず当該費用を補助対象とすることができる。

※9 建築物省エネ法第7条に基づく第三者評価機関による、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Readyいずれかの省エネルギー性能評価の認証を受ける申請費用及び評価結果を表示するための費用(プレート代等)。交付決定日以降に契約・取得したものであること。

■ 補助対象とならない主な経費（例）

- ・ 建築工事、躯体工事、省エネルギーに直接的に寄与しない設備工事等
(電力グラフィックパネル、汎用ソフト、事務用什器、過剰設備、未使用機能、将来拡張用設備、点検口等)
- ・ 給排水衛生関係(水栓金具等)
- ・ 冷蔵／冷凍設備(ショーケース等)
- ・ 建築物内部から発生する熱負荷を低減するための方策(サーバーのクラウド化等)
- ・ 家電に類するもの(ルームエアコンを除く)
- ・ 内装、家具類(カーテン、ブラインド等を含む)
- ・ 外装仕上げ材、シャッター、雨戸等
- ・ 再生可能エネルギーによる発電設備(固定価格買取制度による売電を行なうもの)
- ・ 遮熱・断熱塗料、遮熱フィルム
- ・ 補助対象と補助対象外のものをつなぐ配線・配管等は補助対象外、もしくは按分処理を行う(SERAに確認のこと)
- ・ 設備に関わる消耗品等
- ・ 資産計上できない設備等
- ・ 照明機器
- ・ 防災設備、防犯設備、昇降機設備(エレベーター、エスカレータ)
- ・ 運用に係る経費(電力、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等)
- ・ 既存機器等の撤去・移設・処分費、冷媒ガス処理費等
- ・ 設計費
- ・ 現場調査費、諸経費、各種届出経費等
- ・ その他、本事業の実施に必要不可欠と認められない経費等

○蓄電システムについて

1. 蓄電池設備（据置（定置）型）

- ・停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと。
- ・原則として、系統からの充電は行わず、再生可能エネルギー設備によって発電した電気を蓄電するものであること。
- ・平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- ・系統からのエネルギー供給が無い場合にあっても、避難設備等の機能を維持することが可能となる適正な容量を確保すること
- ・家庭用蓄電池設備（据置（定置）型）については、上記に加えて、次のア～カを満たすこと。

※蓄電池設備（据置（定置）型）の区分（①家庭用、②産業用）は下記のとおり

区分	蓄電システム 機器仕様
家庭用	4,800Ah・セル未満
産業用	4,800Ah・セル以上

ア. 蓄電池パッケージ	<p>蓄電池部（初期実効容量1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。</p> <p>※初期実効容量は、「JEM」規格で定義された容量を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p>
イ. 性能表示基準	<p>定格出力、出力可能時間、保証期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされている蓄電システムであること。</p>
ウ. 蓄電池部安全基準	<p>○リチウムイオン蓄電池部の場合 蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。</p> <p>※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p> <p>○リチウムイオン蓄電池部以外の場合 蓄電池部が平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。</p>
エ. 蓄電システム部安全基準	蓄電システム部が「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」に準拠したものであること。

※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。
オ. 震災対策基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。
カ. 保証期間	メーカー保証およびサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格初期実効容量が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

2. 車載型蓄電池

充放電設備と合わせて導入する、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に搭載されている蓄電池（最新のCEV補助金の「補助対象車両一覧」の銘柄）に限る。

※当該車両については、CEV補助金との併用は不可

3. 充放電設備

平時において、再生可能エネルギー発電設備等から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る。

また、災害等による停電発生時に車載型蓄電池から当該施設へ電力供給可能となるよう措置されているものに限る。

4. 充電設備

平時において、再生可能エネルギー発電設備等から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る。

＜参考＞ZEBについて

【ZEBの定義・判断基準】

ZEBとは、「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」とする。

特にZEBの設計段階では、断熱、日射遮蔽、自然換気、昼光利用といった建築計画的な手法(パッシブ手法)を最大限に活用しつつ、寿命が長く改修が困難な建築外皮の省エネルギー性能を高度化した上で、建築設備での高度化を重ね合わせるといった、ヒエラルキーアプローチの設計概念が重要である。

ZEBについては以下の通り定義する。

『ZEB』	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物
Nearly ZEB	ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた建築物
ZEB Ready	外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備等を備えた建築物
ZEB Oriented	ZEB Readyを見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物

なお、「ZEB」は、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented を含めた広い概念をあらわすものとし、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented を含めず狭義の「一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物」の意味で用いる場合には『ZEB』と表現する。

表 ZEB の定義・評価基準

			非住宅※1建築物					
			①建築物全体評価			②建築物の部分評価 (複数用途※2建築物の一部用途に対する評価)※3		
			評価対象における基準値からの一次エネルギー消費量※4削減率		その他の要件	評価対象における基準値からの一次エネルギー消費量※4削減率		その他の要件
			省エネのみ	創エネ※5含む		省エネのみ	創エネ※5含む	
『ZEB』			50%以上	100%以上	—	50%以上	100%以上	・建築物全体で基準値から創エネを除き20%以上の一次エネルギー消費量削減を達成すること
Nearly ZEB			50%以上	75%以上	—	50%以上	75%以上	
ZEB Ready			50%以上	75%未満	—	50%以上	75%未満	
ZEB Oriented	建物用途	事務所等、学校等、工場等	40%以上	—	・建築物全体の延べ面積※1が10,000m ² 以上であること ・未評価技術※6を導入すること ・複数用途建築物は、建築物用途毎に左記の一次エネルギー消費量削減率を達成すること	40%以上	—	・評価対象用途の延べ面積※1が10,000m ² 以上であること ・評価対象用途に未評価技術※6を導入すること ・建築物全体で基準値から創エネを除き20%以上の一次エネルギー消費量削減を達成すること
ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等			30%以上	—		30%以上	—	

※1 建築物省エネ法上の定義(非住宅部分:政令第3条に定める住宅部分以外の部分)に準拠する。

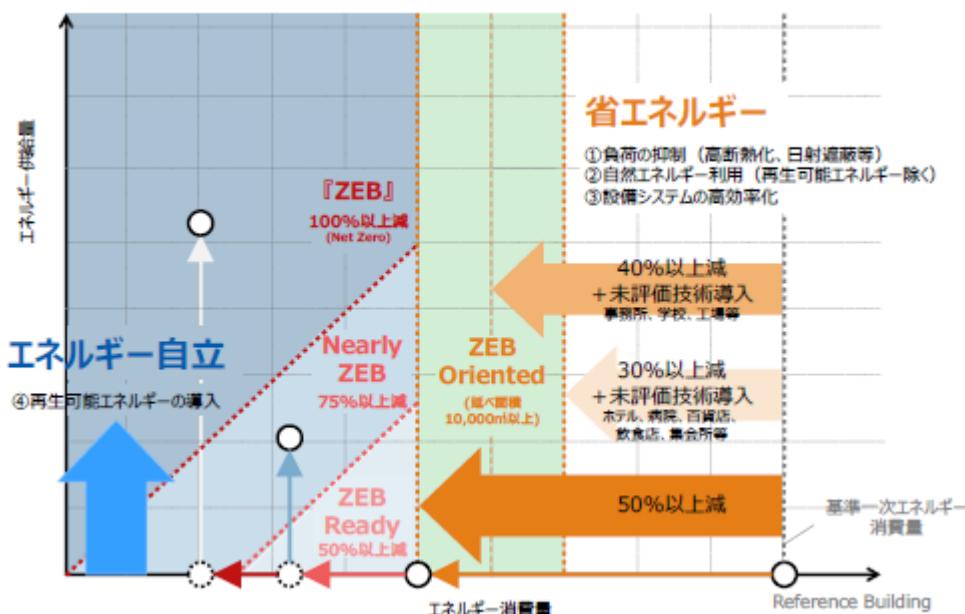
※2 建築物省エネ法上の用途分類(事務所等、ホテル等、病院等、百貨店等、学校等、飲食店等、集会所等、工場等)に準拠する。

※3 建築物全体の延べ面積が10,000m²以上であることを要件とする。

※4 一次エネルギー消費量の対象は、平成28年省エネルギー基準で定められる空気調和設備、空気調和設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機とする。(その他一次エネルギー消費量は除く)また、計算方法は最新の省エネルギー基準に準拠した計算方法又はこれと同等の方法に従うこととする。

※5 再生可能エネルギーの対象は敷地内(オンライン)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。(但し、余剰売電分に限る。)

※6 未評価技術は公益社団法人空気調和・衛生工学会において省エネルギー効果が高いと見込まれ、公表されたものを対象とする。



(出所) 平成30年度ZEBロードマップフォローアップ検討委員会 とりまとめ
(経済産業省資源エネルギー庁)

●一次エネルギー消費量について

・設計一次エネルギー消費量

設計一次エネルギー消費量(E_T)は、建築物エネルギー消費性能基準等で定める設計一次エネルギー消費量計算で求められる設備用途区分ごと(空調(E_{AC})、換気(E_V)、照明(E_L)、給湯(E_W)、昇降機(E_{EV})、エネルギー利用効率化設備(PV+コージェネ)(E_S)、その他(E_M))の設計一次エネルギー消費量から算出した数値とする。

$$\text{設計一次エネルギー消費量} (E_T) = E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S + E_M$$

・基準一次エネルギー消費量

基準一次エネルギー消費量(E_{ST})は、建築物エネルギー消費性能基準等で定める基準一次エネルギー消費量計算で求められる設備用途区分ごと(空調(E_{SAC})、換気(E_{SV})、照明(E_{SL})、給湯(E_{SW})、昇降機(E_{SEV})、その他(E_M))の基準一次エネルギー消費量から算出した数値とする。

$$\text{基準一次エネルギー消費量} = E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M$$

一次エネルギー削減率=

$$1 - \frac{\text{設計一次エネルギー消費量} (E_T) - \text{その他} (E_M) + \text{エネルギー利用効率化設備} (\text{PV}) (E_S*)}{\text{基準一次エネルギー消費量} (E_{ST}) - \text{その他} (E_M)}$$

* ES は再生可能エネルギーを利用した発電に限る

●建築研究所計算支援プログラム（WEB プログラム）による計算について

建築物や各設備のデータを WEB プログラムに入力し、外皮性能(PAL*)と設計一次エネルギー消費量、基準一次エネルギー消費量を計算する。

設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算は、建築物の用途・規模に関わらず建築物エネルギー消費性能基準等※に記載された外皮性能の算定方法、設計一次エネルギー消費量・基準一次エネルギー消費量の算定方法に基づき算出する。

この WEB プログラムによる計算は通常計算法(標準入力法、主要室入力法)を使用し、モデル建築物法は使用しないこと。

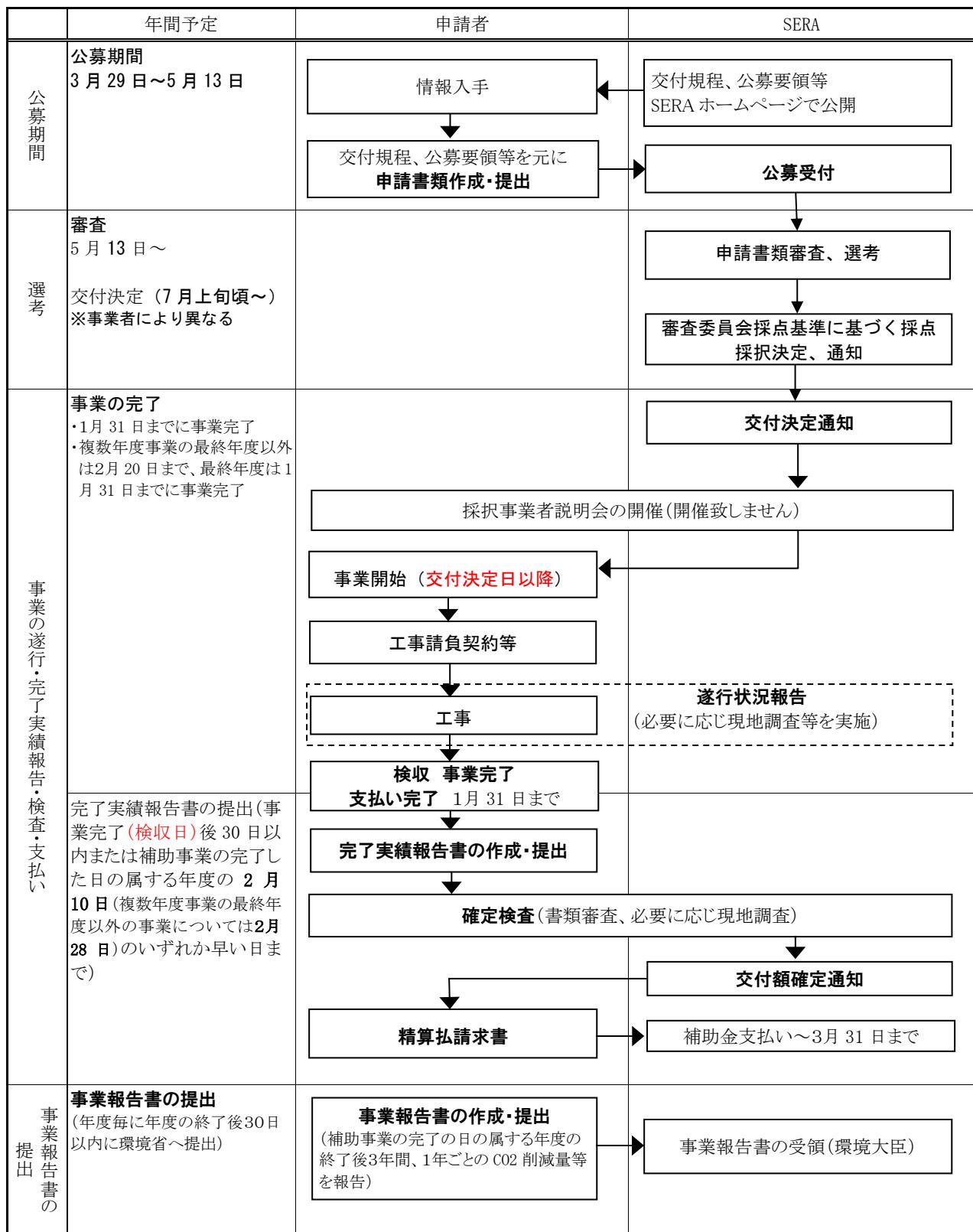
自ら所有している設備等であって補助対象外の設備(他の補助金併用も含む)も、エネルギー消費量計算に算入して差し支えない。

計算にあたっては、必ず実用途に近い室用途を選択すること。

※ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下、建築物省エネ法という)に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」(建築物エネルギー消費性能基準等)

第2章 補助事業の実施に 関する事項

1. 事業スケジュール（スケジュールは一例で、実際の状況により変更の可能性がある）



2. 補助対象事業の選定

(1) 選定方法

- ① 交付申請者より提出された実施計画書等をもとに、審査基準に基づき厳正に審査を行い、予算の範囲内で補助事業を選定し、補助金の交付先を採択する。
- ② 対象事業の基本的要件に適合しない提案については審査を行わない。
- ③ 審査時は以下の点について留意する。
 - ・CLT（直交型集成板）を活用する建築物については優先採択枠を設ける。
 - ・被災建築物の建て替え事業については優先採択枠を設ける。
 - ・新耐震基準以前の建物の建て替えを行う事業については優先採択枠を設ける。
 - ・実施箇所が国土強靭化計画⁴に位置付けられている場合は、審査段階において加点する。
 - ・学校について、エコスクール・プラス（環境を考慮した学校施設）の認定⁵を受けている場合は、審査段階において加点する。
 - ・複数年事業について
複数年事業は、全補助対象経費における、初年度事業費の割合が高いものを加点とする。
- ④ 審査の結果、対象事業要件に適合する提案であっても、予算の範囲内で選定するため、補助金額の減額又は不採択となる場合がある。
- ⑤ 審査結果より付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求める場合がある。

※審査結果に対するご意見・お問い合わせには対応いたしません。

(2) 審査基準案

本事業の審査基準（案）は下記の通り。なお、正式な審査基準は、今後開催される審査委員会において決定される。

レジリエンスに関する事項
本補助事業の目的に照らした内容の妥当性
二酸化炭素排出削減量が大きいこと
二酸化炭素削減手法として費用対効果が高いこと
ZEB達成度について
外皮性能について
モデル的性格を有し、他の事業者等への波及効果が大きいこと
事業の実施体制の妥当性
資金計画の妥当性
財政的基盤
その他

⁴ 地域強靭化計画（国土強靭化地域計画）

http://www.cas.go.jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/tiiki.html

⁵ エコスクール・プラス実施要項（文書番号：平成29年2月22日 28文科施第441号、28林政利第141号、国住生第566号、環政計発第1702201号 制定）による認定を指す。

3. 申請にあたっての留意事項

(1) 虚偽の申請に対する措置

交付申請書類に虚偽の内容を記載した場合、事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがある。また、不正行為が認められた場合、SERA ホームページを通じ、申請者の名称等を公表する。

(2) 補助対象経費

交付規程別表第 1 から第 3 に掲げる費用のうち、補助事業を行うために直接必要な経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。（事業メニューによっては補助対象とならない費目もある。）

<補助対象外経費の代表例>

補助金適正化法では、補助金の目的外使用は固く禁じられている。

- ・既存施設の撤去・移設・廃棄・処分費用（必ず補助対象外経費に計上すること）
- ・事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の購入費・工事費
- ・予備設備、将来使用予定の設備の購入費・工事費
- ・補助事業期間外（交付決定前及び事業完了後）の支出
- ・官公庁等への申請・届出等に係る経費
- ・本補助金への交付申請手続きに係る経費 等

(3) 利益排除

補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達がある場合は調達先の選定方法如何に関わらず、自社調達によってなされた設計、工事、物品購入等について、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額とする。

4. 補助事業採択後における留意事項

本項では、補助事業に採択後、交付決定、補助金にかかる事務処理等についての留意事項をまとめる。

(1) 基本的な事項について

本補助金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによる。

これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがあるので、制度について十分理解の上、申請すること。

(2) 交付申請からの流れ

補助金の交付対象となる補助対象経費は、原則として、令和 5 年 1 月 31 日（複数年度事業の最終年度以外については令和 5 年 2 月 20 日）までに行われる事業に要する経費であって、かつ当該期間までに支払いが完了するもの（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた

場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は精算払請求時までに支払いを証する書類（振込受領書等）を SERA に提出することとする。) に限る。補助対象経費の詳細は、交付規程別表第 2 の内容となる。

①交付決定

SERA は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行う。

- ・申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・本事業で対象となる補助対象経費に、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる給付金及び同項第 2 号に規定する資金を含む。）の対象経費（固定価格買取制度による売電を行うため設備等の導入経費を含む。）を含まないこと。
- ・本事業の補助対象経費以外の経費を含まないこと。

②ZEB 実現に要する資金調達のため、当該申請建築物及び土地に抵当権を設定する場合

補助事業者が、本事業実施に要する資金を調達するにあたり、本事業において既存、新築、増改築を行う建築物及び土地に対して抵当権設定を予定している場合は、あらかじめ財産処分の承認を受けること。なお、資金の調達計画については、補助対象部分のみならず、建築工事等を含む全体を申請時点で示すこと。既に設定されている根抵当権の担保に当該土地、建築物を追加する場合も同様とする。

③事業の開始

補助事業者は、SERA からの交付決定を受けた後に、事業開始すること。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結する際の注意事項は、以下のとおりである。

- ・契約・発注、着工は原則、SERA の交付決定日以降に行うものであること。
- ・本事業によって導入する設備等については、補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、入札や三者見積等の競争原理が働くような手続きによって調達先を決定すること。
- ・補助事業者が発注する時点で入札や 3 社以上の見積りを行うこと。
- ・補助事業者が専門工事業者を 3 社以上の見積りにより選定し工事金額を決め、工事管理費用をコストオンして元請会社と工事契約を締結し、元請会社と専門工事業者が決められた工事金額で下請契約をするコストオン契約も可とする。ただし、当該年度の元請から下請業者への当該工事の支払いが完了していないと事業完了とならず、確定検査での証憑として下請け契約書、請求書、振込証明書も必要となる。なお、コストオンフィーは補助対象外とする。
- ・事業期間を考慮し、公募開始後から交付決定日前に行った 3 社以上の見積り依頼及び見積・入札結果を認めるが、必ずしも補助事業者として採択されるとは限らないことに留意すること。加えて事業の進め方に関して SERA に事前に相談し、交付決定がされた場合に備え、事業完了後の確定検査時に必要な書類を整備しておくこと。その場合においても工事の契約・着工の開始は必ず SERA の交付決定日以降に行うこと。

- ・ 設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式等のプロポーザル型コンペ（省エネ評価を含んだもの）により設計者や施工請負業者が決定している場合、業者決定についてその結果を認める。（3社以上の見積は不要。）ただし、補助対象範囲に関する工事開始は交付決定日以降とすること。
- ・ 競争入札によりがたい場合は、その理由を明確にするとともに、価格の妥当性についても根拠を明確にする。
- ・ 契約・発注形態は建築躯体と設備の一括発注、設備一括発注、設備区分ごとの分離発注のいずれも可とする。
- ・ 補助事業全体の内容・金額が把握できるように、関連する補助対象外部分も含む契約とする。（補助対象部分のみの契約とはしない。）工事区分は適宜細分し各設備の導入費用を明確にする。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。
- ・ 複数年度にわたる事業を一括で発注・契約する場合は、年度ごとの実施内容及び金額等が確認できるようになる。ただし、各年度の工事開始は当該年度の交付決定日以降とする。
- ・ 事業開始後は、SERA の作成する「補助事業の手引き」及び「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引」（環境省大臣官房会計課）等に基づき事務処理を行うこと。
- ・ 事業計画に変更のある場合、または変更が生じる恐れがある場合、必ず SERA まで相談し、必要な手続きを取ること。（完了時に判明した計画外の設備や工事は補助対象外とする場合があるので注意すること。）

④完了実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了後 30 日以内又は当該年度 2 月 10 日（複数年度事業の最終年度以外は 2 月 28 日）のいずれか早い日までに完了実績報告書を SERA 宛てに提出すること。補助事業の完了日は、検収をした日となる。

補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、SERA は書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知を行う。

⑤補助金の支払い

補助事業者は、SERA から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出すること。
SERA は、精算払請求書による請求に基づき、補助金を支払う。

⑥取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、または効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、環境省による補助事業によって取得したものである旨を明示しなければならない。

取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することをいう。）しようとするときは、あらかじめ SERA の承認を受ける必要がある。その場合、財産処分納付金の国庫への納付が必要になることがある。

補助事業完了後、有償譲渡等の所有権の移転が生じた場合は、原則、国庫納付（補助金の返還）が生じますので十分ご注意ください。

⑦事業報告に関する規定

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間のCO₂削減効果等についての報告書を環境大臣に提出すること。

⑧維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、交付規程第8条第1項第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、設備導入に関わる各種法令を遵守すること。

(3) 経理等について

①補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておくこと。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。

②国庫補助金の圧縮記帳等

本補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定(法人税法第42条)の適用を、また、個人の場合は、国庫補助金等の総収入金額不算入の規定(所得税法第42条)の適用を受けることができる。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られるので、別表第2の「区分」欄における事務費については、これらの規定が適用されない。

なお、これらの規定の適用を受けるにあたっては、一定の手続きが必要となるので、手続きについて不明な点があるときは、所轄の税務署等に相談すること。

③J-クレジット

補助事業者は、耐用年数等を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行ってはならない。

5. その他

(1) 申請書記載事項の情報の取り扱いについて

交付申請書に記載された情報は、補助事業の管理運営及び補助事業の検証評価のために使用し、それ以外の目的に使用することはない。

(2) CO₂削減量の把握及び情報提供

事業成果等に関する情報については、他の事業者への普及促進等を目的に広く一般に公表する場合がある。

補助事業者は、事業の実施によるCO₂排出削減量を把握し、事業完了後においても、環境大臣及びSERAの求めに応じて事業の実施に係る情報その他事業の効果等の分析・周知等に必要な情報を提供すること。ただし、当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分について、当該補助事業者からの申し出があった場合は、この限りではない。

(3) 補助事業完了後の現地調査

補助事業の完了日の属する年度以降、必要に応じて、導入した設備と設備の稼働状況、管理状況及び事業の成果(CO₂排出削減量)を確認するため、環境省から委託を受けた団体による現地調査を行う場合がある。

(4) 補助事業の明示

補助金によって整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業であることをプレートやシール等を利用して明示すること。

(5) 事業内容の発表等について

本事業の実施内容・成果については、広く国民へ情報提供していくことが重要であることに鑑み、国内外を問わず積極的に公表するよう努めるとともに、実施内容・成果の公表・活用・社会実装等にあたっては、「環境省 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業」によるものである旨を、広く一般に周知すること。

第3章 公募（申請）に 関する事項

1. 交付申請の方法

(1) 申請書類

申請にあたり提出が必要となる書類は下記のとおり。SERA ホームページより「提出書類チェックシート（レジリエンス ZEB）」をダウンロードし、参照の上、記載漏れ、提出漏れのないように注意すること。

申請書類のうち、①～⑤までの指定様式については、SERA ホームページより電子ファイルをダウンロードして作成すること。

①交付申請書【様式第 1】(Word 形式) ※押印は必要としない。

②実施計画書【別紙 1－1、別紙 1－2】(Excel 形式) (別添 2～別添 7 を含む)

※ 実施計画書における各欄は必ず記載し、漏れのないようにすること。

※ 対象事業における「対象事業の要件」を確認できる書類(機器仕様、設備図面(A3 以上))等を必ず添付すること。

※ その他、実施計画書に記載されている必要書類(根拠資料、カタログ等)を添付すること。

③経費内訳【別紙 2】(Excel 形式)

※補助対象経費のみを記載し、金額の根拠がわかる書類(見積書及び交付規程別表第 2 に定める根拠資料等)を必ず用意し、積算内訳と紐付けを行い提出すること

④導入量算出表【別添 1】(Excel 形式)

⑤予算書抜粋表【別添 8】(Excel 形式) (地方公共団体用) ※押印は必要としない。

⑥企業概要、定款等 (共同事業者がある場合はそれを含む。)

・企業パンフレット等業務概要がわかる資料

・定款又は寄附行為

・申請者が個人事業主の場合は、住民票の原本(いざれも発行後 3 ヶ月以内のもの)また、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款又は寄附行為の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。

⑦経理状況説明書 (共同事業者がある場合はそれを含む。)

直近 2 決算期の貸借対照表及び損益計算書(交付申請時に、法人の設立から 1 会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から 1 会計年度を経過し、かつ、2 会計年度を経過していない場合には、直近の 1 決算期に関する貸借対照表及び損益計算書)を提出すること。

また、申請者が個人事業主の場合は、直近 3 年分の確定申告書の写し(個人番号を黒塗りにしたもの)を提出すること。

⑧暴力団排除に関する誓約事項

別紙3「暴力団排除に関する誓約事項」について熟読し、理解の上、これに同意した上で別紙4交付要件等確認書を提出すること。※押印は必要としない。

⑨その他参考資料

申請にあたって、計画内容に不明な点がある場合等、追加の説明資料や根拠資料の提出を求める場合があるため、申請者はこれに協力すること。

(2) 申請書類の提出方法

(1) の書類（紙）と電子媒体（CD-R又はDVD-R）を提出期限までに、郵送（簡易書留等追跡できるサービス）により SERA へ提出すること（電子メールによる提出は受け付けない）。申請書類は、封書に入れ、宛名面に、申請事業者名及び本事業の申請書類である旨（例：「レジリエンス強化型 ZEB 実証事業交付申請書類」）を明記すること。

(3) 提出先

一般社団法人静岡県環境資源協会 省CO2促進事業支援センター
〒420-0852
静岡市葵区紺屋町12-6 シャンソニビル紺屋町7階
TEL:054-266-4161

(4) 提出部数等

申請書類一式（ファイリングしたもの）を1部、当該書類の電子データを保存した電子媒体（CD-RまたはDVD-R）1部を提出（ファイル及び電子媒体には、申請者名を必ず記載すること）。

電子媒体に保存する電子データは、もとのファイル形式を変更せず、①についてはWord形式、②～⑤についてはExcel形式で必ず保存すること。

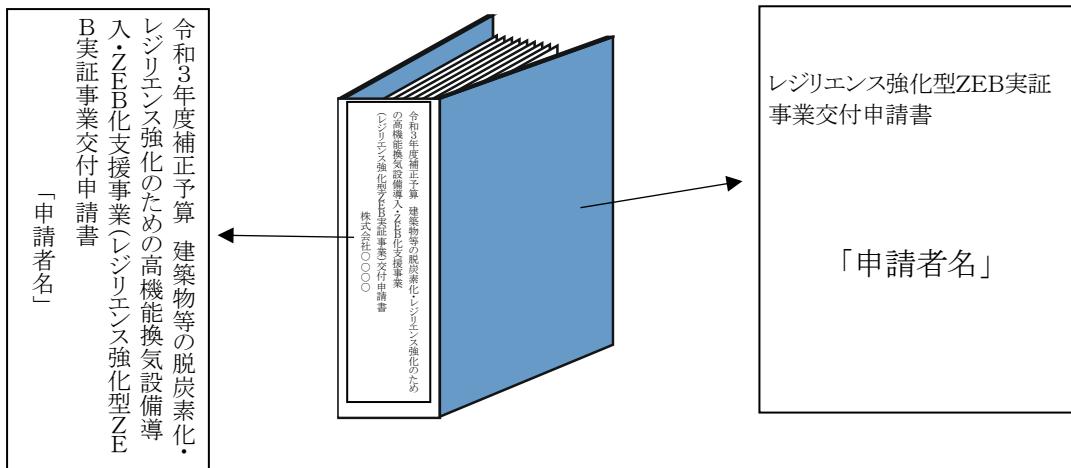
なお、提出された書類については返却しないので、写し（副本）を用意しておくこと。

提出部数	申請書ファイル 1部 電子媒体（CD-RまたはDVD-R） 1部
形式	①A4判ファイル（2穴、ハードタイプ）背表紙と表紙に下記の内容を記入すること。各書類単位に中仕切りやインデックスをつけること。 ②提出書類と同じ内容（交付申請書類の①～⑤）の電子データを保存したCD-RまたはDVD-R（電子媒体には、申請者名を必ず記載すること）。

※基本A4片面印刷、ファイリング時に文字がつぶれないように調整すること。

※様式自由のものや添付書類等は文字が読めるように大きさを調整すること。

※図面等はA3以上（3つ折り）カラー。（補助対象設備等は赤線で図示すること（複数年度事業の場合は、1年目の事業を赤線、2年目の事業を青線、3年目の事業を緑線で図示すること））



(5) 公募期間

令和4年3月29日(火)～5月13日(金) 17時

(6) 申請書類受付期間

令和4年4月11日(月)～5月13日(金) 17時必着

受付期間以降に SERA に到着した書類のうち、遅延が SERA の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても受け付けないので、十分な余裕をもって交付申請すること。

なお、受付期間以前の送付を希望する場合は、事前に電話にて連絡すること。

2. 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、次のとおり。ただし、問い合わせは、電子メールを利用し、メール件名に、以下の例のように法人名及び申請予定の事業名を記入すること。

<メール件名記入例>

例：【株式会社○○○】レジリエンス ZEB 事業問い合わせ

<問い合わせ先>

一般社団法人静岡県環境資源協会 省 CO2 促進事業支援センター

E-mail : zeb@siz-kankyou.or.jp

TEL : 054-266-4161

FAX : 054-266-4162

<「補助金の申請及び受給をされる皆様へ」の10で指定される環境省の連絡先>

以下の状況に該当した場合、報告事項を下記の連絡先までご連絡ください。

その際のメールの件名は、「【レジリエンス強化型ZEB】○○（施設名）」としてください。

○本補助事業を活用した設備が災害により使用できなくなった場合

報告事項：設備の状況

○対象となる施設が存在する地域が被災し、避難指示等が発令された場合

報告事項：施設の稼働状況

問い合わせ先：地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

chikyu-jigyo@env.go.jp

別表第1

1 補助事業の区分	2 補助事業の内容		3 補助対象経費																									
レジリエンス強化型 ZEB 実証事業	災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設（庁舎、公民館等の集会所、学校等）及び自然公園内の業務用施設（宿舎等）において、停電時にも必要なエネルギーを供給できる機能を強化した ZEB Ready 以上の実現に必要な再生可能エネルギー設備、蓄電池、付帯設備、省エネ型の第一種換気設備その他高性能設備機器等及びこれらの設備を運転制御するために必要な通信・制御機器設備等を導入する事業。なお、新耐震基準以前の建物の建替えを行う事業、被災等により建替え・改修を行う事業、CLT 等の新たな木質部材を用いる事業については優先採択枠を設ける。		事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）																									
4 交付額の算定方法																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">延べ面積</th> <th colspan="2">新築</th> <th colspan="2">既存建築物</th> </tr> <tr> <th>地方公共団体所有</th> <th>地方公共団体以外所有</th> <th>地方公共団体所有</th> <th>地方公共団体以外所有</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000m²以上</td> <td>『ZEB』 2／3 Nearly ZEB 3／5 ZEB Ready 1／2 (各上限5億円)</td> <td></td> <td>『ZEB』 2／3 Nearly ZEB 2／3 ZEB Ready 2／3 (各上限5億円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,000m²以上 10,000m²未満</td> <td>『ZEB』 2／3 Nearly ZEB 3／5 ZEB Ready 1／2 (各上限5億円)</td> <td></td> <td>『ZEB』 2／3 Nearly ZEB 2／3 ZEB Ready 2／3 (各上限5億円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,000m²未満</td> <td>『ZEB』 2／3 Nearly ZEB 3／5 ZEB Ready 1／2 (各上限3億円)</td> <td></td> <td>『ZEB』 2／3 Nearly ZEB 2／3 ZEB Ready 2／3 (各上限3億円)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					延べ面積	新築		既存建築物		地方公共団体所有	地方公共団体以外所有	地方公共団体所有	地方公共団体以外所有	10,000m ² 以上	『ZEB』 2／3 Nearly ZEB 3／5 ZEB Ready 1／2 (各上限5億円)		『ZEB』 2／3 Nearly ZEB 2／3 ZEB Ready 2／3 (各上限5億円)		2,000m ² 以上 10,000m ² 未満	『ZEB』 2／3 Nearly ZEB 3／5 ZEB Ready 1／2 (各上限5億円)		『ZEB』 2／3 Nearly ZEB 2／3 ZEB Ready 2／3 (各上限5億円)		2,000m ² 未満	『ZEB』 2／3 Nearly ZEB 3／5 ZEB Ready 1／2 (各上限3億円)		『ZEB』 2／3 Nearly ZEB 2／3 ZEB Ready 2／3 (各上限3億円)	
延べ面積	新築		既存建築物																									
	地方公共団体所有	地方公共団体以外所有	地方公共団体所有	地方公共団体以外所有																								
10,000m ² 以上	『ZEB』 2／3 Nearly ZEB 3／5 ZEB Ready 1／2 (各上限5億円)		『ZEB』 2／3 Nearly ZEB 2／3 ZEB Ready 2／3 (各上限5億円)																									
2,000m ² 以上 10,000m ² 未満	『ZEB』 2／3 Nearly ZEB 3／5 ZEB Ready 1／2 (各上限5億円)		『ZEB』 2／3 Nearly ZEB 2／3 ZEB Ready 2／3 (各上限5億円)																									
2,000m ² 未満	『ZEB』 2／3 Nearly ZEB 3／5 ZEB Ready 1／2 (各上限3億円)		『ZEB』 2／3 Nearly ZEB 2／3 ZEB Ready 2／3 (各上限3億円)																									

※交付の対象となるのは、ZEB Ready 以上（設計時において基準一次エネルギー消費量から 50%以上削減（再生可能エネルギー除く））となる建築物。

- ・車載型蓄電池^{※1}については、蓄電容量(kWh)の 2 分の 1 に 4 万円/ kWh を乗じて得た額（最新の経済産業省クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金（以下、「CEV補助金」）の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。）とする。^{※2}
- ・充放電設備については、費用に 2 分の 1 を乗じて得た額（最新のCEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。）とする。
- ・充電設備については、費用に 2 分の 1 を乗じて得た額（最新のCEV補助金の「補助対象充電設備一覧表」の補助金交付上限額を上限額とする。）とする。

※前年度から継続する事業については、上記に関わらず前年度の例による。

※1 車載型蓄電池（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）は、外部給電が可能なもので、かつ、充放電設備を同時に導入する場合に限る。

※2 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）上の離島においては、蓄電容量(kWh)の 3 分の 2 に 4 万円/ kWh を乗じて得た額（上限額 100 万円）とする。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ②機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ③特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用

			<p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>④技術管理に要する費用</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
	現場管理費		<p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	一般管理費		<p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>

設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。												
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。												
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th><th>区 分</th><th>率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>5, 000万円以下の金額に対して</td><td>6. 5%</td></tr> <tr> <td>2</td><td>5, 000万円を超え1億円以下の金額に対して</td><td>5. 5%</td></tr> <tr> <td>3</td><td>1億円を超える金額に対して</td><td>4. 5%</td></tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5, 000万円以下の金額に対して	6. 5%	2	5, 000万円を超え1億円以下の金額に対して	5. 5%	3	1億円を超える金額に対して	4. 5%
号	区 分	率													
1	5, 000万円以下の金額に対して	6. 5%													
2	5, 000万円を超え1億円以下の金額に対して	5. 5%													
3	1億円を超える金額に対して	4. 5%													

別表第3

1 区分	2 費目	3 細 目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金等		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		報酬・給 料・職員手 当		
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
	旅費			この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊

		<p>使用料及賃借料</p> <p>消耗品費</p> <p>備品購入費</p>	<p>な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。</p> <p>この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。</p> <p>この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。</p>
--	--	---	---